

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人 日本電機工業会

### < 規格情報 >

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-59（201X）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-59（第3版(2002), Amd.1(2006), Amd.2(2009)）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電撃殺虫器
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-59（H20）有効期間 3 年間

### < 審議中に問題となったこと >

今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は、次のとおりである。

- a) **軒下用の定義(3.102A)** 対応国際規格では、屋外用及び屋内用を意図した機器を想定しているが、我が国は、屋外用及び屋内用とは別に軒下用が存在したため、“内線規程を参考に軒下用の定義を“雨線内（軒の先端から鉛直方向に対し45°以上の軒下の範囲）に設置することを意図したもの”と定義した。
- b) **雨に対する保護区分(6.2)** 軒下用のものは、対応国際規格に試験方法がないため、別表第八基準の附表第三の注水絶縁試験を適用することとした。
- c) **取扱説明書への記載要求(7.12)** 屋外用に対する警告表示の要求は、a)で定義した軒下用においても必要であると判断し、追加した。
- d) **取扱説明書への記載要求(7.101A)** 対応国際規格では、別表第八にある保護装置を設けた機器についての規定がないため、追加した。
- e) **充電部への接近に対する保護(箇条8)** 電撃殺虫器は、害虫の駆除のために電撃を利用するものであり、その機能を満たすためには危険な充電部を露出させる必要がある。h)の保護装置を設置した場合は、この箇条の要求は必要ないと判断し、適用しないものとした。
- f) **耐湿性試験方法(15.1.1)** 軒下用の試験として、別表第八基準の附表第三の注水絶縁試験を引用した。なお、軒下用であって、IP分類がIPX3以上は、この試験の対象外とした。
- g) **変圧器の耐電圧(16.101)** 解釈別表第六の変圧器が使えるように対応国際規格の規定と併せて別表第六の附表第三の絶縁耐力試験を引用することとした。
- h) **保護装置付機器の構造(22.104)** 対応国際規格では、“短絡電流は、10 mA 以下”と規定しているが、保護装置を備えていない機器は、10 mA 以下が絶対要件で考えなければならないと判断したが、別表第八基準では“充電部に JIS C 0920 の検査プローブ B が触れる恐れがない機器”を除外しているため、この規格としても 22.104B にその旨を追加した。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 主な国際規格との差異の概要とその理由 >

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概 要	理 由
1	<p><b>注記 103</b> 放電ランプ、タングステンフィラメントランプ又はLEDランプを光源に用いた機器には、合理的な限り <b>JIS C 8105-1</b> も適用する。</p> <p>(下線部追加)</p>	<p>近年の照明器具関連の規格は、“LEDランプ”の光源を追加している。この規格でもそれを先取りした。</p>
3.102A	<p><b>3.102A</b></p> <p><b>軒下用</b></p> <p>雨線内(軒の先端から鉛直方向に対し45°以上の軒下の範囲)に設置することを意図したもの。</p> <p>(項目追加)</p>	<p>我が国は、屋外用及び屋内用とは別に軒下用が存在し、取扱いを区別する必要があったため用語を追加した。</p>
7.6	<p>(対応国際規格の規定は、適用せず、<b>JIS C 9335-1</b>の規定を適用する。)</p> <p>(修正)</p>	<p>IEC規格では、“<b>IEC 60417</b>の記号5036：危険電圧”を追加したが、通則の7.6に既に記載されているためこの規格での追加は不要と判断し、削除した。</p>
7.12	<p>軒下用又は屋外での使用を意図する機器の取扱説明書には、次の趣旨の警告を含めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>“警告 - ガーデンホースの水を電撃殺虫器に向けると感電の危険が生じるおそれがある。”</b></p> <p>(下線部追加)</p>	<p>この警告は、水に対する耐性についての警告文であるため、屋外用だけでなく軒下用にも必要と判断した。</p>
8.1.1	<p><b>22.104B</b>の保護装置を設けていない機器であって、絶縁変圧器からグリッドの電圧を供給している場合、<b>JIS C 0922</b>の検査プローブBが2次回路の接地した部分に接触してもよい。</p> <p>(下線部追加)</p>	<p>保護装置を設けていない機器に限定することで、要求される対象を明確にした。</p>
15.1.1	<p>15.1.1 追加</p> <p>IPX2以下の軒下用電撃殺虫器は、通常の使用状態において、定格周波数及び電圧を加えて、清水を降水量約3mm/minで約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水する。試験時間は、1時間とする。</p> <p>(項目追加)</p>	<p>我が国の別表第八基準を引用した。</p>

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概 要	理 由
16.101	<p><b>b)</b> 変圧器の2次巻線間に次の電圧を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 動作電圧が1000V以下の場合 変圧器の2次側の電圧の2倍の電圧に1000Vを加えた電圧</li> <li>- 動作電圧が1000Vを超え3000V以下の場合、変圧器の2次側の電圧の1.5倍の電圧に500Vを加えた電圧又は4500Vのいずれか小さい電圧。ただし、電圧が3000V未満の場合は、3000Vとする。</li> <li>- 動作電圧が3000Vを超える場合、変圧器の2次側の電圧の1.5倍の電圧</li> </ul> <p>試験時間は、60秒間とする。 (追加)</p>	<p>電撃殺虫器に使っている変圧器は、IEC規格ではなく別表第六基準を引用しているため、IEC規格の要求の後に追加した。</p>

### <主な改正点>

主な改正点は、次のとおりである。

なお、点線の下線を施した部分は、IEC 60335-2-59 に対するデビエーションを示す。

- a) **適用範囲 (簡条 1)** 監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外した。(従来は、幼児が対象であったが、子供に変更になった。)
- b) **実効放射照度の定義 (3.102)** “実効放射照度”の定義を追加した。
- c) **交換できないランプをもつ機器の本体への記載 (7.1)** 交換できないランプをもつ機器は、交換できない旨を本体に記載することとした。
- d) **危険電圧の記載 (7.6 及び 7.12)** “危険電圧 (60417 IEC 記号 5036)”の記号は、通則に記載されているため、削除した。ただし、記号を表示した場合、その意味を取扱説明書に記載することとした。
- e) **紫外線を放射するランプを組み込んだ機器について (簡条 32)** 実効放射照度に対する波長ごとの重み付けの数値を明確化した(現行では、グラフから読み取る方法を用いている。)

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 >

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条4	4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下, 第1部) の箇条4による。)	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条22	22 構造 (第1部の箇条22による。)	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条19 22.101	19 異常運転 (第1部の箇条19による。) 22.101 使用者による保守中に充電部に接近することを防ぐためのインタロックは、入力回路に接続してあり、かつ、非意図的な操作を防止するように配置していなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条7 7.1	7 表示及び取扱説明 7.1 機器には、IEC 60417-1 の記号 5036 又は次の趣旨の警告を表示しなければならない。 “危険 - 高電圧” 機器を切断、又は破壊しなければ交換できないランプをもつ機器は、次の趣旨の注意文を表示しなければならない。 注意 - 機器のランプは、交換できない。ランプの寿命が終わるときは、機器を廃棄する。	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

			7.12	<p>7.12 屋内での使用だけを意図する機器の取扱説明書には、その機器が納屋、きゅう（廊）舎及び類似の場所での使用には適していないことを明記しなければならない。</p> <p>軒下用又は屋外での使用を意図する機器の取扱説明書には、次の趣旨の警告を含めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>“ 警告 - ガーデンホースの水を電撃殺虫器に向けると感電の危険が生じるおそれがある。</b></p> <p>延長コードを用いるときは、コンセントを湿気から離し、かつ、コードの損傷を避ける。”</p> <p>機器の取扱説明書には、次の趣旨を含めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 機器を子供の手の届かないところに置かなければならない。</li> <li>- 機器を可燃性蒸気又は爆発性じんあいが存在するような場所で、使用してはならない。</li> </ul> <p>取扱説明書には、次にに関する説明を示さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 清掃の方法及び頻度とともに、講じなければならない予防措置</li> <li>- 該当する場合には、ランプ及びスタータを交換するときに講じなければならない予防措置</li> </ul>	
			7.101A	<p>7.101A 2. 次側開放電圧が 7 000 V 以下であって、<b>22.104B の a )</b>又は<b>b )</b>の保護装置を設けた場合には、<b>床面上又は地表面上 1.8 m 以上の位置に設置、c )</b>の</p>	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					保護装置を設けた場合には、床面上又は地表面上 3.5 m 以上の位置に設置する旨を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 19 22.16 箇条 24 25.14 箇条 28	19 異常運転(第1部の19.11(電子回路の故障),19.12(ヒューズの特性)による。 22.16 自動巻取り機構の耐久性 24 部品(第1部の24.1.4(自動制御装置の耐久性),24.1.8(温度ヒューズの規定)による。) 25.14 電源コードの折り曲げ耐久(第1部の25.14による。) 28 ねじ及び接続(第1部の箇条28による。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 1        6.2  7.12	1 適用範囲 この規格では、可能な限り住宅の中及び周囲で、全ての人々が遭遇する機器に起因する共通的な危険性を取り扱う。ただし、この規格では、通常、次の状態については規定していない。 - 次のような人(子供を含む)が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合 ・肉体的、知覚的又は知的能力の低下している人 ・経験及び知識の欠如している人 - 子供が機器で遊ぶ場合 6.2 屋外での使用を意図する電撃殺虫器は、IPX4 以上とする。 7.12 取扱説明(第1部の7.12による。)	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				箇条 15 箇条 31	15 耐湿性等（第1部の箇条 15 による。） 31 耐腐食性・塩水噴霧試験	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	箇条 24 箇条 30 30.101	24 部品（第1部の箇条 24 による。） 30.1 耐熱性（第1部の 30.1 による。） 30.101 グリッドを囲うか又は支持する非金属材料製の部分、及び昆虫を収集することを意図した非金属材料製トレイは、耐火性でなければならない。 表面積が 25 cm <sup>2</sup> を超える出力回路のプリント基板は、耐火性がなければならない。ただし、金属製外郭で囲っている場合を除く。	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	箇条 8  13.3 16.3 16.101  22.5  22.101  22.102	8 充電部への近接に対する保護（第1部の箇条 8 による）  13.3 運転中の耐電圧（第1部の 13.3 による。） 16.3 耐湿後の耐電圧（第1部の 16.3 による。） 16.101 変圧器は十分な内部絶縁をもっていなければならない。  22.5 コンデンサの残留電荷による感電危険の防止（第1部の 22.5 による。）  22.101 使用者による保守中に充電部に接近することを防ぐためのインタロックは、入力回路に接続してあり、かつ、非意図的な操作を防止するように配置してなければならない。  22.102 <del>22.104B</del> の保護装置を設けた機器を除き、横棒の形をしたグリッドをもち、変圧器の出力の一端を可触部分に接続した機器は、最下端の棒を接地接続し	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				なければならぬ。
			22.103	22.103 機器は、使用者が保守中にグリッドに触れたときに、感電の危険がない構造でなければならぬ。
			22.104	22.104 出力回路の短絡電流は、過大であってはならぬ。
			22.104A	22.104A <del>22.104B</del> に適合した機器は、次にも適合しなければならぬ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 高圧発生回路の電源部には、絶縁変圧器をもっていなければならない。ただし、グリッドに触れた場合において感電の危険が生じるおそれがないものを除く。</li> <li>- 変圧器の2次側は、接地できない構造でなければならない。</li> <li>- 変圧器の外箱と鉄心との間は、電氣的に接続してなければならない。</li> <li>- グリッドに通電していることを示す赤色の表示灯を設けなければならない。</li> </ul>
			22.104B	22.104B 機器は、充電部に <b>JIS C 0920</b> の検査グループ B が触れる恐れがないもの、又は次のいずれかの保護装置を備えていなければならない。 <b>a)</b> グリッドの周囲にグリルを設け、その内部に人が手を入れたときに、電撃殺虫器の1次側電路を自動的に遮断する装置。この場合において、グリルは、グリッドから10 cm (グリッドのうち、人が容易に触れるおそれがない部分は、3 cm) 以上離



電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					<p>して設けなければならない。</p> <p>b) グリッドの周囲に直径が7 cmの球が貫通することができないグリルを設け、それに人が触れたとき、電撃殺虫器の1次側電路を自動的に遮断する装置。この場合において、グリルは、グリッドから10 cm(グリッドのうち、人が容易に触れるおそれがない部分は、5 cm)以上離して設けなければならない。</p> <p>c) グリッドの最下部から10 cm以上下方に設けられた保護網。この場合において、保護網は、グリッドの外部に張り出し、かつ、保護網の端とグリッドの最上部とを結ぶ線と保護網の面とが作りだす角度は60°以下でなければならない。</p> <p>箇条 23 23 内部配線(第1部の箇条 23による。)</p> <p>24.101 24.101 利用者による保守中において、充電部への接近を防止するインタロックスイッチは、次のとおりでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2次回路に絶縁変圧器を介して給電しない場合には、全極を遮断するもの</li> <li>- JIS C 4526-1 に従った完全断路の接点をもつもの</li> </ul> <p>箇条 27 27 接地接続の手段(第1部の箇条 23による。)</p>	
第七條 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	13.2 16.2	13.2 動作温度での漏えい電流(第1部の 13.2による。) 16.2 耐湿後の漏えい電流(第1部の 16.2による。)	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<p>第八条</p>	<p>絶縁性能の保持</p>	<p>電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>箇条 11 箇条 14 箇条 15 16.101  箇条 26 箇条 29  29.2</p>	<p>11 温度上昇（第1部の箇条11による。） 14 過渡過電圧（第1部の箇条11による。） 15 耐湿性等（第1部の箇条15による。） 16.101 変圧器は十分な内部絶縁をもっていなければならない。 26 外部導体用端子（第1部の箇条26による。） 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の箇条29による。） 29.2 通常使用中、機器の絶縁が汚染にさらされる可能性がないように密閉又は設置してない場合には、ミクロ環境は汚損度3とする。</p>	
<p>第九条</p>	<p>火災の危険源からの保護</p>	<p>電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>箇条 11 箇条 17  箇条 19 30.2 30.101</p>	<p>11 温度上昇（第1部の箇条11による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条17による。） 19 異常運転（第1部の箇条19による。） 30.2 耐火性（第1部の30.2による。） 30.101 グリッドを囲うか又は支持する非金属材製の部分、及び昆虫を収集することを意図した非金属製トレイは、耐火性でなければならない。 表面積が25 cm<sup>2</sup>を超える出力回路のプリント基板は、耐火性がなければならない。ただし、金属製外郭で囲っている場合を除く。</p>	
<p>第十条</p>	<p>火傷の防止</p>	<p>電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>箇条 11</p>	<p>11 温度上昇（第1部の箇条11による。）</p>	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 20 22.14	20 安定性及び機械的危険(第1部の箇条 20 による。) 22.14 (第1部の 22.14 による。)	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 21 22.11	21 機械的強度(第1部の箇条 21 による。) 22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分(第1部の 22.11 による。)	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19.13 22.22 22.23 22.41 箇条 32	19.13 異常試験の判定(第1部の 19.13 による。) 22.22 アスベスト使用の禁止(第1部の 22.22 による。) 22.23 ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含んだ油の使用禁止(第1部の 22.23 による。) 22.41 ランプを除き、水銀を含む部品の禁止(第1部の 22.41 による。) 32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の箇条 32 による。)	
第十三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	箇条 32	32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の箇条 32 によるほか、次による。) 全実効放射照度を決定し、1 mW/m <sup>2</sup> 以下でなければならない。	
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状	該当	19.7	19.7 (第1部の 19.7 モータ拘束試験による。)	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

条	した安全設計	態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	非該当	22.49～22.51 30.2.3	22.49～22.51 遠隔操作に対する規定（第1部の22.49～22.51による。） 30.2.3 人の注意が行き届かない機器の耐火性試験（第1部の30.2.3による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	20.2 22.10	20.2 機器的危険（第1部の20.2による。） 22.10 非自己復帰形制御装置の復帰ボタンに関する規定（第1部の22.10による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	箇条 10 箇条 17 19.12 箇条 25	10 入力及び電流（第1部の箇条 10による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条 17による。） 19.12 ヒューズの特性（第1部の19.12による。） 25 電源接続及び外部可とうコード（第1部の箇条 25による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	19.11.4	19.11.4 イミュニティ試験（第1部の19.11.4による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	この規格では規定しない	家電機器に対する雑音の強さは、J55014等の別規

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

						格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条7 7.14	7 表示（第1部の箇条7による。） 7.14 表示の消えにくさ（第1部の7.14による。）	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	該当 非該当	-	同上	同上

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	同上	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	同上	同上